

証券コード 7578
(発送日) 2026年 6 月12日
(電子提供措置の開始日) 2026年 6 月 5 日

株 主 各 位

東京都中央区八重洲一丁目 7 番20号

株式会社 ニチリョク

代表取締役社長 渡 邊 将 志

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては、株主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、以下のウェブサイトへアクセスのうえ、ご確認くださいませようお願い申しあげます。

当社ウェブサイト <https://www.nichiryoku.co.jp>
(上記ウェブサイトへアクセスいただき、メニューより「IR情報」「株主総会関連資料」を順にご選択いただき、ご確認ください。)

また、電子提供措置事項は、当社ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下よりご確認ください。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）
<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>
(上記の東証ウェブサイトへアクセスいただき、「銘柄名（会社名）」に「ニチリョク」又は「コード」に当社証券コード「7578」を入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択して、「縦覧書類」にある「株主総会招集通知/株主総会資料」欄よりご確認ください。)

なお、当日ご出席されない場合は、書面（郵送）によって議決権を行使することができますので、お手数ながら株主総会参考書類をご検討のうえ、本招集ご通知とあわせてお送りする議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2026年 6 月26日（金曜日）午後 5 時までには到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。

敬 具

記

1. 日 時 2026年6月29日（月曜日）午前10時
2. 場 所 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号
サピアタワー 6階 ステーションコンファレンス東京
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
3. 目的事項
報告事項 第60期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告及び計算書類報告の件

決議事項

- | | |
|--------|---------------------------------------|
| 第1号議案 | 第60期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類承認の件 |
| 第2号議案 | 事業譲渡契約承認の件 |
| 第3号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第4号議案 | 取締役2名選任の件 |
| 第5号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 |
| 第6号議案 | 監査等委員である取締役4名選任の件 |
| 第7号議案 | 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件 |
| 第8号議案 | 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件 |
| 第9号議案 | 監査等委員である取締役の報酬額設定の件 |
| 第10号議案 | 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件 |

4. 招集にあたっての決定事項（議決権行使についてのご案内）

- (1) 議決権行使書において、各議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。
- (2) 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。

以 上

- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、上記インターネット上の当社ウェブサイト及び東証ウェブサイトにおいて、その旨、修正前及び修正後の事項を掲載いたします。
- ◎本株主総会においては、書面交付請求の有無にかかわらず、一律に電子提供措置事項を記載した書面をお送りいたします。

事業報告

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度におけるわが国経済は、物価上昇の影響を受け個人消費に慎重さが見られる状況が続いたものの、雇用環境の改善やインバウンド需要の回復などもあり、全体としては大きな悪化には至りませんでした。一方で、原材料価格や物流費の動向に加え、中東情勢をはじめとする国際情勢の不透明感もあり、引き続き慎重な経営判断が求められる状況が続いております。

このような状況のもと、当社は主力であるお墓事業並びに葬祭事業において、件数の拡大と付加価値の増大に努めてまいりました。また、当社は、2021年3月期から営業体制の強化や財務基盤の強化を進めてまいりました。具体的には、負債の圧縮やコスト削減を進めることで財務基盤を強化するとともに、営業体制の強化や外部連携の推進により、持続的な収益拡大を目指しております。また『第二の創業期』との位置づけのもと、次の三つの重点施策（1. コスト削減、2. 営業力の強化、3. 外部連携強化）を実施してまいります。ライフコンサルティングからお墓、葬祭までを一貫して提供できるビジネスモデルの再構築に取り組んでおります。

この結果、当事業年度の経営成績は、売上高17億2千5百万円（前期比22.9%減）、営業損失4億2千万円（前期は営業損失1億1百万円）、経常損失6億9千8百万円（前期は経常損失2億9千5百万円）、当期純損失1億4千1百万円（前期は当期純損失4億1千9百万円）となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

①お墓事業

a. 屋外墓地

屋外墓地（一般墓、樹木葬を含む）につきましては、「墓じまい」ニーズの増加も相まって、樹木葬や共有墓等の需要は増加傾向にあります。埋葬に対する価値観の変化や選択肢の多様化ニーズに対応しつつ、一方では当社が従来から得意とする高価格帯の旧来の一般墓の購入層への取り込みに尽力いたしております。

当社は、募集販売を受託している既存霊園の改造や増設、境内型樹木葬

を提携事業社との共同開発等、販売力強化に努めております。
しかしながら、当事業年度は、契約件数が伸びず、収益は減少しました。
売上高は、5億5千5百万円（前期比18.7%減）となりました。

b. 納骨堂

納骨堂につきましては、現在、第六号「赤坂一ツ木陵苑(東京都港区)」並びに第七号「大須陵苑(名古屋市中区)」の募集代行を行っております。消費者が受け入れやすい価格且つ価値観を超える重厚な近代的設備を備えたお墓の形態であり、主要な駅から徒歩圏内という利便性も兼ね備えております。

また、赤坂一ツ木陵苑においてはデジタルサイネージ機能「家系樹」を実装しており、家系図、故人の情報を含むパネル式情報端末を作成しタッチパネルによる閲覧機能を兼ね備えた新たなサービスは、今後の納骨堂収益に寄与することを企図しております。

当事業年度は、来苑者数が、当事業年度に比べ若干減少したものの、成約単価は若干増加しました。

売上高は、1億4千4百万円（前期比8.9%減）となりました。

②葬祭事業

葬祭事業につきましては、死亡者数が年々増加傾向にある中、ご葬家に対して後悔のない葬儀式を提供することを念頭に、魅力的なプランを開発し低価格競争からの脱却を図り、売上高並びに受注件数の増大に努めております。件数についてはラステル新横浜の売却に伴い一定数の減少はしたもののラステル久保山での受注・施工は順調に伸長したためその影響は限定的でありました。

それに加え、新たな取り組みとして、仏教の儀式に則った丁寧な葬儀を求めご葬家の要望に応えるため、前事業年度に歴史ある寺院の本堂にて寺院の宗派の法式によって執り行える「本堂葬儀」を開発し、荘厳且つ格調高い葬儀を提供し好評を得ております。

しかしながら、当事業年度は、件数は堅調に推移したものの、一日葬等の受注比率が高まった結果、施行単価を押し下げました。

売上高は、10億2千5百万円（前期比26.5%減）となりました。

<事業別の売上高>

事業区分	第59期 (2025年3月期) (前事業年度)		第60期 (2026年3月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
お墓事業(屋外墓地)	684百万円	30.5%	555百万円	32.2%	△128百万円	△18.7%
お墓事業(納骨堂)	158	7.0	144	8.3	△14	△8.9
葬祭事業	1,396	62.3	1,025	59.4	△371	△26.5
合計	2,239	100.0	1,725	100.0	△513	△22.9

② 設備投資の状況

当事業年度に実施しました設備投資の総額は、46百万円であります。
その主なものは、葬祭事業のラステル鶴見（神奈川県横浜市）の設備投資費用（40百万円）であります。

③ 資金調達の状況

当社は、効率的で安定した運転資金の調達を行うため、主要取引金融機関と総額5億円のコミットメントライン契約を締結しております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 5 7 期 2023年 3 月期	第 5 8 期 2024年 3 月期	第 5 9 期 2025年 3 月期	第 6 0 期 (当事業年度) 2026年 3 月期
売 上 高 (百万円)	3,219	2,848	2,239	1,725
経常利益又は 経常損失 (△) (百万円)	83	151	295	△698
当期純利益又は 当期純損失 (△) (百万円)	63	210	△419	△141
1株当たり当期純利益又 は1株当たり当期純損失 (円) (△)	4.15	13.19	△26.19	△8.26
総 資 産 (百万円)	7,436	6,524	5,784	5,054
純 資 産 (百万円)	3,065	3,313	2,893	2,903
1株当たり純資産 (円)	201.75	206.83	180.64	167.00

(注) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)は、自己株式を控除した期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、自己株式を控除した期末発行済株式総数により算出しております。

(3) 重要な親会社の状況

① 親会社の状況

当事業年度末において、当社の親会社はバリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合及びその無限責任組合員である株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズでありました。

同組合は、株式貸借契約に基づく貸株取引を行っていたものの、同契約において議決権行使に関する指図権が貸出者である同組合に留保されていたこと等に鑑みると、貸株の対象となっている株式についても実質的な議決権を保有しており、かかる貸株の対象となっている株式を含めると、当事業年度末において、同組合は、当社の7,023千株（議決権比率40.4%）を直接保有し、同社は当社の7,023千株（議決権比率40.4%）を間接保有してまいりました。

② 親会社等との間の取引に関する事項

親会社と当社間において特別な取引関係はありませんが、当社経営に対する適切な意見を得ております。

事業運営に関しては、一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、経営方針や事業計画は当社独自に作成しており、上場会社として独立性を確保し、経営及び事業活動に当たっております。

(4) 対処すべき課題

当社を取り巻く市場環境は、墓じまい需要の拡大や葬儀の簡素化等、構造的な変化が進行しており、従来型ビジネスモデルの転換が急務となっております。こうした環境下において、当社は収益構造の再構築を最優先課題と位置付け、以下の施策に取り組んでまいります。

① お墓事業（屋外墓地）の収益性改善と単価戦略の再構築

墓じまいニーズの拡大を踏まえ、納骨堂・樹木葬への誘導を営業導線の中心に据えつつ、一方で、従来型の屋外墓地については安易な価格競争に陥ることなく、高品質石材の採用やデザイン性の向上により高付加価値化を図り、一定の高単価需要を確実に取り込む方針といたします。

併せて、墓じまいから新たな供養形態への移行を一体的に提案する営業体制を強化してまいります。

② 納骨堂事業の回復と収益化の加速

納骨堂につきましては、回復に一定の時間を要する前提のもと、短期的には効率的な販売体制の構築と広告投資の選択と集中により、来苑者数及び成約率の改善を図ります。

また、利便性の高い立地にある納骨堂を中核とした収益モデルの確立により、安定的なキャッシュ創出事業への転換を推進いたします。

③ 葬祭事業における単価回復と終活マーケティング強化

葬祭事業においては、一日葬等による単価下落傾向に対応するため、プラン設計の見直しと付加価値サービスの拡充を通じて単価回復を図ります。

さらに、生前予約の拡大に向け、終活セミナーや会員組織（さくら倶楽部・あおい倶楽部）を軸としたマーケティング活動を強化し、潜在顧客の囲い込みを進めてまいります。

④ 終活支援領域の強化と将来収益の仕込み

中長期的な成長に向け、終活支援サービス（身元保証・死後事務委任・日常生活サービス等）を含む周辺領域への取組みを強化し、顧客接点の前倒しとLTV（顧客生涯価値）の最大化を図ります。

これにより、葬祭・納骨・供養までの一貫サービスモデルを深化させてまいります。

⑤ 財務基盤の安定化と成長投資の両立

資金制約下においては、収益改善によるキャッシュ創出を最優先としつつ、将来の成長に資するマーケティング及び商品開発への選択的投資を行い、持続的成長に向けた基盤を構築してまいります。

また、当事業年度におきましては、決算手続における会計処理の確認及び監査対応に通常より時間を要したこと等により、決算報告が遅延する事態が生じました。

当社といたしましては、決算対応体制の強化及び監査対応プロセスの改善に取り組み、再発防止と適時適切な開示の確保に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (2026年3月31日現在)

事業区分	事業内容
お墓事業 (屋外墓地)	墓地・墓石の企画、販売、施工、解体、霊園管理受託
お墓事業 (納骨堂)	納骨堂の企画、永代使用权の代理販売及び管理受託
葬祭事業	葬儀・法事の施行、仏壇・仏具・返礼品の販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2026年3月31日現在)

本社：東京都中央区八重洲一丁目7番20号
日の出工場：東京都西多摩郡日の出町大久野7012
ラステル久保山：神奈川県横浜市西区境之谷4番2号
ラステル鶴見：神奈川県横浜市鶴見区下末吉4丁目10-10
支店：多摩、横浜、東葛、朝霞、赤坂、名古屋
営業所：京都、大阪
管理事務所：多摩、西日暮里、高島平

(7) 使用人の状況 (2026年3月31日現在)

当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
80 (45)名	21名減 (2名減)	46.6歳	4.9年

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は()内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況 (2026年3月31日現在)

借入先	借入金残高
シンジケートローン	752,334千円
株式会社三井住友銀行	431,831
株式会社横浜銀行	106,169
株式会社第四北越銀行	93,151
株式会社千葉銀行	51,619

- (注) 1. シンジケートローンは、東京信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとする計9行からの協調融資によるものであります。
2. 当社は運転資金の安定的且つ効率的な調達を行うため、計3行からなる借入極度額500,000千円のコミットライン契約を主幹事の株式会社三井住友銀行と締結しております。当該契約に基づく当事業年度末の借入実行残高は367,553千円であり、株式会社三井住友銀行の借入金残高に含まれております。

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 当社の株式に関する事項

(1) 株式の状況 (2026年3月31日現在)

① 発行可能株式総数 50,000,000株

② 発行済株式の総数 17,393,505株

③ 株主数 4,695名

④ 単元株式数 100株

⑤ 大株主 (上位10名)

株主名	持株数	持株比率
バリュートップ・ファンド 投資事業有限責任組合	6,023千株	34.63%
MLI FOR CLIENT GENERAL NON TREATY-PB	1,000千株	5.74%
東海東京証券株式会社	405千株	2.32%
岡三証券株式会社	301千株	1.73%
阪田和弘	190千株	1.09%
BNP PARIBAS, TAIPEI BRANCH	184千株	1.05%
ニチリョク役員持株会	182千株	1.04%
北口敏文	173千株	0.99%
野村証券株式会社	123千株	0.71%
三瀧末雄	119千株	0.68%

(注) 持株比率は自己株式 (9,665株) を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等の状況

① 当事業年度の末日において当社役員が保有している職務執行の対価として
交付した新株予約権の状況

該当事項はありません。

② 当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付した新株予約権
の状況

該当事項はありません。

③ その他新株予約権の状況

2025年4月15日開催の取締役会決議に基づき発行した株式会社ニチリョク第3回新株予約権

新株予約権の総数	23,971個
新株予約権の目的である株式の種類と数	普通株式 2,397,100株 (新株予約権1個につき100株)
新株予約権の振込金額	新株予約権1個当たり44円
新株予約権の払込期日	2025年5月1日
新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1株式につき146円
新株予約権の行使期間	2025年5月2日から2027年4月30日
新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金	本新株予約権の行使により当社普通株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし（計算の結果1円未満の端数を生じる場合はその端数を切り上げた額とする。）、当該資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額を増加する資本準備金の額とする。
新株予約権の行使の条件	本新株予約権の一部の行使はできない。
割当先	Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund 20,376個 MAP246 Segregated Portfolio 3,595個

(注) 上記株式会社ニチリョク第3回新株予約権は、2026年5月7日に23,971個の全てを取得し、取得後直ちに償却しました。

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況 (2026年3月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
取 締 役 会 長	篠 田 丈	株式会社T&Rホールディングス 代表取締役 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ 代表取締役会長 アリスタゴラ・インターナショナルPte.Ltd. (シンガポール法人) 取締役 アリスタゴラ・アセットマネジメントPte.Ltd. (シンガポール法人) 取締役会長 Aristagora VC Israel GP Ltd. (ケイマン法人) 取締役 株式会社メディネット 社外取締役
代表取締役社長	渡 邊 将 志	営業サポート本部長 ニチリョクライフケア株式会社 代表取締役 渡邊将志オフィス株式会社 代表取締役社長 株式会社京橋アートレジデンス 社外取締役 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 (MBA) 兼任講師
取 締 役	服 部 聡 昌	経営統括本部長
取 締 役	尾 上 正 幸	株式会社クリーンソリューション 代表取締役 公益財団法人神奈川県動物愛護協会 理事 副会長 一般社団法人日本グリーンフアカデミー 理事
取 締 役	三 浦 理 砂	
取 締 役	古 内 耕 太 郎	経営デザイン・Partners株式会社 代表取締役社長 株式会社CEOキッズアカデミー 取締役 株式会社花田工務店 社外取締役 株式会社メディネット(東証GRT) 常勤社外監査役 学校法人茂来学園 監事 浄土真宗本願寺派 僧侶
取 締 役	勝 又 夕 紀	有限会社Office9 代表取締役社長 有限会社ポアミュージック 代表取締役社長
取 締 役	藪 田 晃 彰	JFI株式会社 代表取締役社長 日光水産株式会社 代表取締役会長 日光マリン株式会社 代表取締役会長 マリングロース株式会社 代表取締役社長
取 締 役	三 宅 哲 夫	株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ 取締役 株式会社アリスタゴラ・フィナンシャル・サービス 代表取締役 アリスタゴラ・インターナショナルPte.Ltd. (シンガポール法人) 取締役
常 勤 監 査 役	宮 下 利 明	
監 査 役	野 口 和 弘	野口和弘公認会計士事務所 所長 ネットワンシステムズ株式会社 社外取締役
監 査 役	砂 田 有 史	マラトンキャピタルパートナーズ株式会社 取締役 AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 監査等委員である取締役 弁護士法人創・佐藤法律事務所 社員

- (注) 1. 取締役古内耕太郎氏、勝又夕紀氏、藪田晃彰氏及び三宅哲夫氏は、社外取締役であります。
2. 監査役野口和弘氏及び砂田有史氏は、社外監査役であります。
3. 監査役野口和弘氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役砂田有史氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び法律に関する相当程度の知見を有するものであります。
5. 2025年6月27日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって、武田和大氏は監査役を退任いたしました。
6. 2025年6月27日開催の第59期定時株主総会において、服部聡昌氏、藪田晃彰氏及び三宅哲夫氏は取締役並びに砂田有史氏は監査役に、それぞれ就任いたしました。
7. 2025年6月27日付で取締役渡邊将志氏は、代表取締役社長に就任いたしました。
8. 当社は、社外取締役藪田晃彰氏及び社外監査役野口和弘氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、各社外取締役及び各監査役との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、取締役、監査役及び執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております。

被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようするための措置として、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等については、填補の対象外としております。

なお、保険料は全額を当社が負担しており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。

(4) 取締役及び監査役の報酬等

イ. 当事業年度に係る報酬等の総額等

区 分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる 役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取 締 役 (うち社外取締役)	76,200 (12,300)	76,200 (12,300)	— (—)	/	9 (4)
監 査 役 (うち社外監査役)	13,325 (6,125)	13,325 (6,125)	— (—)	/	3 (2)
合 計 (うち社外役員)	89,525 (18,425)	89,525 (18,425)	— (—)	/	12 (6)

(注) 1. 取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

2. 上表の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額17,162千円(取締役9名に対し26,884千円(うち社外取締役4名1,860千円)、監査役3名に対し278千円が含まれております)。

ロ. 当事業年度において支払った役員退職慰労金

2025年6月27日開催の第59期定時株主総会決議に基づき、退任または辞任した取締役及び監査役に支払った役員退職慰労金は以下のとおりであります。

取締役 3名 27百万円(うち社外取締役 1名 1百万円)

監査役 1名 1百万円(うち社外監査役 1名 1百万円)

合計 4名 29百万円(うち社外役員 2名 2百万円)

(各金額には、上記イ. 及び過年度の事業報告において取締役及び監査役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金額として、取締役3名27百万円(うち社外取締役1名1百万円)、監査役1名1百万円(うち社外監査役1名1百万円)が含まれております。)

ハ. 取締役及び監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、1999年6月24日開催の第33期定時株主総会において、年額150,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、6名(うち社外取締役は1名)であります。

監査役の報酬限度額は、1995年6月30日開催の第29期定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議しております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、1名であります。

二. 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

取締役及び監査役の報酬については、株主総会の決議により、取締役及び監査役ごとの報酬限度額を決定しております。

a. 基本方針

当社の役員報酬制度は、業績との連動強化及び株主の皆様との価値共有を狙いとして設定しており、他社水準等を考慮のうえ、業績に見合った額を支給するものとしております。

b. 取締役の報酬等の構成及び決定方法

当社は、2021年2月26日開催の取締役会において、中長期の企業価値向上を考慮し、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針を決議しております。

取締役の個人別の報酬等は、月例の基本報酬と、半期毎に業績等を考慮して決定する賞与で構成されております。

当該取締役会決議に基づき、代表取締役社長がその具体的内容（報酬付与の時期・条件を含む。以下同じ。）の決定について委任を受けるものとし、代表取締役社長は、その具体的内容の決定に際しては、各取締役の役職、職責、当社業績及び業績への貢献度、目標達成度、在任年数、他社水準、従業員給与の水準等を総合的に勘案しております。

また、取締役会は、代表取締役社長による上記決定が適切に行われるよう、各取締役の報酬等の内容について、代表取締役社長及び社外取締役2名から構成される任意の報酬委員会に諮問するものとし、代表取締役社長は、同報酬委員会の答申の内容を最大限尊重し、報酬等の具体的内容を決定しております。

なお、社外取締役及び監査役については業務執行から独立した立場であるため、基本報酬のみを支給しており、業績により変動する要素はありません。

取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法及び決定された報酬等の内容が取締役会で決議された決定方針と整合していることや同報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており当該決定方針に沿うものであると判断しております。

c. 監査役の報酬等の構成及び決定方法

監査役については、上記のとおり基本報酬のみを支給しております。1995年6月30日開催の第29期定時株主総会で年額50,000千円以内と決議いただいております。当該報酬枠の範囲内で、監査役の協議を経て支給することとしています。

ホ. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長営業サポート本部長渡邊将志に対し各取締役の基本報酬の額及び社外取締役を除く各取締役の担当部門の業績等を踏まえた賞与の評価配分の決定を委任しております。

委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役が適していると判断したためであります。

なお、委任された内容の決定に当たっては、事前に任意の報酬委員会がその妥当性等について確認しております。

(5) 社外役員に関する事項

イ. 他の法人等との重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- ・社外取締役古内耕太郎氏は、経営デザイン・Partners株式会社 代表取締役社長、株式会社CEOキッズアカデミー 取締役、株式会社花田工務店 社外取締役、株式会社メディネット(東証GRT) 常勤社外監査役、学校法人茂来学園 監事及び浄土真宗本願寺派 僧侶であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役勝又夕紀氏は、有限会社Office 9及び有限会社ボアミュージック 代表取締役社長であります。当社は、有限会社Office 9との間に広告制作の取引関係があります。有限会社ボアミュージックと当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役藪田晃彰氏は、JFI株式会社 代表取締役社長、日光水産株式会社 代表取締役会長、日光マリン株式会社 代表取締役会長及びマリングロース株式会社 代表取締役社長であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外取締役三宅哲夫氏は、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ 取締役、株式会社アリスタゴラ・フィナンシャル・サービス 代表取締役及びアリスタゴラ・インターナショナルPte.Ltd. (シンガポール法人) 取締役であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役野口和弘氏は、野口和弘公認会計士事務所の所長及びネットワンスシステムズ株式会社の社外取締役であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。
- ・社外監査役砂田有史氏は、マラトンキャピタルパートナーズ株式会社 取締役、AIフュージョンキャピタルグループ株式会社 監査等委員である取締役および弁護士法人創・佐藤法律事務所 社員であります。各兼職先と当社との間には特別な関係はありません。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

		出席状況、発言状況及び 社外取締役に関期待される役割に関して行った職務の概要
社外取締役	古内耕太郎	当事業年度に開催された取締役会21回のうち全てに出席いたしました。主に葬祭業界最大手の元経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に葬祭事業について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	勝又 夕紀	当事業年度に開催された取締役会21回のうち全てに出席いたしました。主に雑誌等の企画プロデュースや文化人マネジメントの分野において経営者としての見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、特に当社事業のマーケティングについて専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	藪田 晃彰	2025年7月31日就任以来、当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席いたしました。主に長年に亘る企業経営者としての幅広い見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外取締役	三宅 哲夫	2025年7月31日就任以来、当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに出席いたしました。主に高い識見および倫理観の見地から、取締役会では当該視点から積極的に意見を述べており、経営全般について専門的な立場から監督、助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
社外監査役	野口 和弘	当事業年度に開催された取締役会21回のうち18回に、また、監査役会13回のうち12回に出席いたしました。公認会計士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の経理システム並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
社外監査役	砂田 有史	2025年7月31日就任以来、当事業年度に開催された取締役会13回のうち全てに、また、監査役会9回のうち全てに出席いたしました。弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社のコンプライアンス体制、監査結果についての意見交換等、専門的見地から適宜、必要な発言を行っております。

4. 会計監査人の状況

(1) 名称 監査法人ハイビスカス

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	22,796千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	22,796千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意の判断をいたしました。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は会計監査人の解任、不再任等の決定の方針を次のとおりとしております。

- ① 会計監査人の選任、解任及び不再任は、監査役会において、これを株主総会の付議議案とする旨決議する。会計監査人の再任については、監査役会にて決議する。
- ② 当社都合の場合の他、会計監査人が、会社法、公認会計士法等の法令に違反又は抵触した場合、公序良俗に反する行為があった場合及び監査契約に違反した場合、会計監査人の解任又は不再任を株主総会の付議議案とすることが妥当かどうかを監査役会にて検討する。
- ③ 監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- イ. 当社は、法令及び定款の遵守体制の実効性を確保するため、代表取締役社長を委員長とする定例の「コンプライアンス委員会」を設置する。コンプライアンス委員会は、全社の法令及び定款の遵守状況を確認し、コンプライアンス体制の維持、向上を図る。
- ロ. 当社の事業に従事する者からの法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、ホットラインを設置し運営する。また是正、改善の必要があるときには、速やかに適切な措置をとる。
- ハ. 内部監査室は、全社の法令及び定款の遵守体制の問題及びコンプライアンス上の問題の有無の調査に努める。
- ニ. 当社は、市民社会の秩序に脅威を与える団体や個人など、いわゆる反社会的勢力からの働きかけに対して毅然と対応し、不当要求に応じない。
- ホ. 当社は、財務報告の信頼性・適正性を確保するため、必要な内部統制の体制を整備する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- イ. 当社は、取締役の職務の執行に係る文書（電磁的記録を含む。）、その他の情報の取扱いについて「文書管理規程」を整備し、これらの情報の保存及び管理体制を構築する。
- ロ. 当社は取締役の職務の執行に係る文書、その他の情報は、取締役または監査役からの要請があった場合に備え、閲覧可能な状態を維持する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- イ. 事業活動に伴う各種のリスクについては、それぞれの主管部署において対応策の検討を行う。また、全社的に重大な損害を与えるリスクについては、取締役会において対応策の検討を行う。
- ロ. 万一、損失の危険が発生した場合においても、取締役会がその対応を統括することで被害の最小化を図る。
- ハ. 内部監査室は、リスク管理体制について監査を行う。主管部署及び監査を受けた部署は、是正、改善の必要があるときには、速やかにその対策を講じる。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するため、取締役会の運営に関する規定を定めるとともに、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて適宜臨時に開催する。

ロ. 経営効率の向上及び意思決定の迅速化を図るため、取締役、監査役、執行役員及び各部長からなる経営会議を原則として月1回開催し、当社の全般的な重要事項について審議する。

⑤ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会の要請により、監査役スタッフとして、監査職務を円滑に遂行するために必要な人員を配置する。

⑥ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項及び当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に関する事項

前号の監査役スタッフは、監査役の職務を補助するときは、取締役の指揮命令を受けない。

⑦ 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

イ. 取締役会及び重要な経営会議については、監査役の出席を確保する。

ロ. 取締役及び使用人は、経営、業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または事業活動の遂行に関連して重大な法令違反行為等を認識した場合、直ちに監査役に報告を行う。

ハ. 監査役の要請に応じ、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査室は内部監査の結果等を報告する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社は、監査役が、会計監査人、取締役、各部署から定期的に報告を受け、また各々と随時意見交換を行うことができる体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

① コンプライアンスに関する取組み

当社は、法令及び定款の遵守体制の実効性を確保・啓蒙するため、代表取締役社長を委員長とする「コンプライアンス委員会」を当事業年度において4回開催いたしました。

当委員会は、コンプライアンス体制の構築及び見直し、違反事案や内部通報事案についての調査、分析、再発防止策の協議等も併せて行っております。

使用人に対しては、コンプライアンスに関する意識向上のため、社内教育を定期的を実施しております。

② リスク管理体制の強化

当社は、リスク管理の方針を定め、取締役会においてリスク管理に係る評価及び対応策の検討を行うとともに、再発防止に努めております。

③ 内部統制システム

当社は、内部監査室による業務及び内部統制監査を通して、内部統制システム全般の整備、運用状況の評価及び改善を実施しております。

また、金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性評価」を行っており、当事業年度においては、開示すべき重要な不備及び欠陥はございませんでした。

④ 監査役の監査体制

当社の監査役会は、社外監査役2名を含む監査役3名で構成されております。

監査役会は当事業年度において13回開催し、監査役は、取締役会のほか、経営会議、その他重要な会議に出席し情報収集に努め、取締役の職務執行が法令及び定款に違反していないかを監査しております。

6. 会社の支配に関する基本方針

当社は、財務及び事業の方針の決定を支配する者は、安定的な成長を目指し、企業価値の極大化・株主共同の利益の増強に経営資源の集中を図るべきと考えております。

現時点では特別な買収への対抗措置は導入いたしておりませんが、今後も引き続き社会情勢等の変化を注視しつつ弾力的な検討を行って参ります。

7. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、利益配分につきましては、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、期末配当の年1回の剰余金の配当を継続して実施していくことを基本方針としております。

これらの剰余金の配当等の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

内部留保資金につきましては、今後予想される経営環境の変化に対応すべく、今まで以上にコスト競争力を高め、消費者ニーズに応える商品開発体制を強化するため有効投資して参りたいと考えております。

当社は、「取締役会の決議により、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の中間配当をすることができる。」旨を定款に定めております。

しかしながら、当事業年度におきましては、手元流動性資金の確保、財務基盤の改善並びに売上高拡大に向けた投資や積極的なプロモーション活動等の事業資金確保が最優先であると判断したことから、誠に遺憾ではございますが、期末配当につきましては無配とさせていただきます。

抜本的な事業構造改革により、安定的に利益が確保できる体制を確実なものとし、早期の復配を目指す所存であります。

貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	583,263	流 動 負 債	1,891,192
現金及び預金	253,258	買掛金	32,034
完成工事未収入金	10,848	短期借入金	417,741
売掛金	59,066	1年以内返済予定長期借入金	990,481
永代使用権	130,427	未払法人税等	120,086
未成工事支出金	80,706	賞与引当金	25,350
原材料及び貯蔵品	31,320	その他	305,499
その他	17,679	固 定 負 債	260,467
貸倒引当金	△42	長期借入金	42,500
固 定 資 産	4,471,560	退職給付引当金	86,555
有 形 固 定 資 産	740,851	役員退職慰勞引当金	64,576
建物	254,439	その他	66,835
土地	479,804	負 債 合 計	2,151,660
その他	6,607	純 資 産 の 部	
無 形 固 定 資 産	5,964	株 主 資 本	2,902,109
ソフトウェア	5,964	資本金	1,940,747
投資その他の資産	3,724,744	資本剰余金	1,591,987
関係会社株式	30,990	資本準備金	1,591,987
投資有価証券	10,570	利 益 剰 余 金	△627,834
長期貸付金	22,627	利益準備金	96,139
差入保証金	5,105,675	その他利益剰余金	△723,973
長期未収入金	423,194	別途積立金	1,260,000
その他	83,508	繰越利益剰余金	△1,983,973
貸倒引当金	△1,951,823	自 己 株 式	△2,790
資 産 合 計	5,054,824	新 株 予 約 権	1,054
		純 資 産 合 計	2,903,164
		負 債 純 資 産 合 計	5,054,824

(注) 金額は、千円未満を切捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(2025年4月1日から
2026年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
売 上 高		1,725,508
売 上 原 価		547,847
売 上 総 利 益		1,177,660
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,598,286
営 業 損 失		△420,625
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	1,160	
保 険 解 約 返 戻 金	5,845	
賃 借 料 収 入	3,380	
そ の 他	5,463	15,849
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	55,925	
貸 倒 引 当 金 繰 入	221,747	
新 株 発 行 費	3,166	
そ の 他	12,594	293,433
経 常 損 失		△698,209
特 別 利 益		
事 業 譲 渡 益	1,073,059	1,073,059
特 別 損 失		
固 定 資 産 売 却 損	11,044	
減 損 損 失	368,122	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	39,428	418,595
税 引 前 当 期 純 損 失		△43,745
法人税、住民税及び事業税	98,092	
当 期 純 損 失		△141,838

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2025年4月1日から)
(2026年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本							株主資本計
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金			自 己 株 式	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金計		
				別途積立金	繰越利益剰余金			
当事業年度期首残高	1,865,754	1,516,994	96,139	1,260,000	△150,446	1,205,692	△2,790	4,585,650
誤謬の訂正による累積的影響額					△1,691,688	△1,691,688		△1,691,688
当事業年度変動額								
剰余金の配当								
新株の発行	74,992	74,992						149,985
当期純損失					△141,838	△141,838		△141,838
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）								
当事業年度変動額合計	74,992	74,992	—	—	△141,838	△141,838	—	8,146
当事業年度末残高	1,940,747	1,591,987	96,139	1,260,000	△1,983,973	△627,834	△2,790	2,902,109

	評 価 ・ 換 算 差 額 等		新株予約権	純資産合計
	繰延ヘッジ損益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計		
当事業年度期首残高				4,585,650
誤謬の訂正による累積的影響額				△1,691,688
当事業年度変動額				
剰余金の配当				
新株発行				149,985
当期純損失				△141,838
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当事業年度変動額（純額）			1,054	1,054
当事業年度変動額合計	—	—	1,054	9,201
当事業年度末残高	—	—	1,054	2,903,164

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 永代使用権、未成工事支出金 個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 原材料 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）
- ・ 貯蔵品 最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② デリバティブの評価基準及び評価方法 時価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。
- ② 無形固定資産（リース資産を除く）定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 繰延資産の処理方法

- ① 社債発行費 支出時に全額費用処理しております。
- ② 株式交付費 3年間で均等償却しております。
- ③ 開発費 5年間で均等償却しております。

(4) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れに備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、支給見込額により計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えるため、事業年度における支給見込額に基づき計上しております。なお、当事業年度に係る役員賞与は支給しないため、当事業年度末において役員賞与引当金は計上しておりません。
- ④ 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、事業年度の末日における退職給付債務の見込額（簡便法）に基づき計上しております。

- ⑤ 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。
- ⑥ 霊園開発評価損失引当金 霊園開発投資案件の進捗状況を勘案し、個別に回収可能性を判断し、評価損失見込額を計上しております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

- ① ヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっております。
- ② ヘッジ手段とヘッジ対象
 - ヘッジ手段…金利スワップ
 - ヘッジ対象…借入金
- ③ ヘッジ方針 当社内規に基づき、金利変動リスクをヘッジしております。
- ④ ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

(6) 収益及び費用の計上基準

当社と顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

① お墓事業

お墓事業においては、主に屋外墓地における墓地(永代使用权)の募集代行並びにそれに付随する墓石の製造及び販売、納骨堂における募集代行を行っており、顧客との販売契約に基づいて製品又は商品を引き渡す履行義務を負っております。当該履行義務は、墓石工事は工事完成時点、納骨堂は販売価格の顧客による全額入金を確認の上、商品（区画）を引き渡す時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

また、霊園管理業務に係る収益は、霊園の経営主体から受託する霊園維持管理であり、経営主体との業務提携契約に基づいて維持管理を提供する履行義務を負っております。当該契約は、一定の期間に亘り履行義務を充足するものであり、履行義務の充足の進捗度に応じて収益を認識しております。

② 葬祭事業

葬祭事業においては、主に葬儀、法要のサービスの提供であり、顧客との契約に基づいてサービスを提供する履行義務を負っております。当該履行義務は、葬儀、法要の施行時点で充足されると判断し、当該時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

該当事項はありません。

(2) 計算書類利用者の理解に資するその他の情報

① 算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来事業計画を基礎とした将来課税所得の見積りに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

② 主要な仮定

将来事業計画における主要な仮定は、お墓事業における既存霊園の改造や増設等を考慮した成約件数、葬祭事業における営業活動強化施策を考慮した受注件数及び過去の実績に基づく施行単価であります。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来事業計画における主要な仮定は、見積りの不確実性を伴うものであり、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与えるリスクがあります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 担保に供している資産及び担保に係る債務

① 担保に供している資産

建物	138,656千円
土地	393,288千円
計	531,945千円

② 担保に係る債務

短期借入金	367,553千円
1年以内返済予定長期借入金	479,949千円
計	847,502千円

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 728,604千円

(3) 保証債務

次の法人の借入債務に対し、債務保証を行っております。

宗教法人威徳寺（金融機関等からの借入に対する保証） 324,254千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式 17,393,505株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数

普通株式 9,665株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度になるもの

該当事項はありません。

(4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

7. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税	10,221千円
貸倒引当金	14,327千円
繰越欠損金	185,137千円
退職給付引当金	27,282千円
役員退職慰労引当金	20,354千円
貸倒損失	416千円
賞与引当金	7,990千円
減損損失	137,594千円
その他	125,843千円
繰延税金資産小計	529,167千円
評価性引当額	△529,167千円
繰延税金資産合計	—
繰延税金資産の純額	—

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別内訳

当事業年度につきましては税引前当期純損失であるため注記を省略しております。

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社は、事業投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である完成工事未収入金及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。また、取引先宗教法人等に対し長期貸付を行なっております。差入保証金は、霊園の募集及び墓石工事施工権利の確保を目的として霊園経営主体に差し入れております。営業債務である買掛金は、そのほとんどが1ヶ月以内の支払期日であります。借入金は、主に事業投資及び設備投資に係る資金調達を目的としたものであります。このうち一部は、金利の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジしております。デリバティブ取引は、借入金に係る支払金利の変動リスクに対するヘッジを目的とした金利スワップ取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジの有効性の評価方法等については、前述の「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (5) 重要なヘッジ会計の方法 ① ヘッジ会計の方法」をご参照ください。

③ 金融商品に係るリスク管理体制

イ. 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は、販売管理規程及び経理規程に従い、営業債権及び長期貸付金について、各事業部門における営業管理部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに回収状況及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。デリバティブ取引については、取引相手先を高格付を有する金融機関に限定しているため信用リスクはほとんどないと認識しております。

ロ. 市場リスク（金利等の変動リスク）の管理

当社は、借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制するために、金利スワップ取引を利用しております。デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた管理規程に従い、担当部署が決裁担当者の承認を得て行なっております。

ハ. 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は、各部署からの報告に基づき担当部署が適時に資金繰計画を把握するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。現金は注記を省略しており、預金、売掛金、買掛金、未払法人税等は短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額 (*1)	時価(*1)	差 額
① 長期貸付金 (*2)	15,174	12,459	△2,714
② 差入保証金 (*3)	3,331,304	3,311,664	△19,639
③ 長期未収入金 (*2)	213,364	213,364	-
④ 長期借入金 (*4)	(1,032,981)	(1,034,152)	1,171

(*1)負債項目については()で示しております。

(*2)長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金については時価で評価しており、帳簿価額と時価が近似しております。

(*3)差入保証金については、個別に計上している貸倒引当金及び敷金等の非営業保証金を控除しております。なお、貸倒引当金については時価で評価しており、帳簿価額と時価が近似しております。

(*4)長期借入金には1年内返済予定の長期借入金(990,481千円)を含んで表示しております。

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産又は負債の活発な市場における(無調整の)相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接又は間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：千円)

	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期貸付金	—	12,459	—	12,459
差入保証金	—	3,311,664	—	3,311,664
長期未収入金	—	213,364	—	213,364
長期借入金	—	1,034,152	—	1,034,152

(注) 時価の算定に用いた評価方法及びインプットの説明

長期貸付金、差入保証金及び長期未収入金

これらの時価は、一定の期間ごとに分類し、元利金の合計額を同様の新規貸付若しくは与信供与を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

重要性のある取引がないため、記載を省略しております。

(2) 親会社情報

バリューアップ・ファンド投資事業有限責任組合

無限責任組合員 株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズ

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

主要な財又はサービス別に分解した収益の情報は以下のとおりであります。

(単位：千円)

	報告セグメント			合計
	お墓事業 (屋外墓地)	お墓事業 (納骨堂)	葬祭事業	
墓石工事	443,509	15,582	—	459,092
霊園管理費	33,103	36,623	—	69,727
募集手数料	33,466	72,363	—	105,829
納骨手数料	11,864	3,610	—	15,474
葬儀、法要	—	—	996,400	996,400
その他	33,825	16,137	29,021	78,984
顧客との契約から生じる収益	555,769	144,316	1,025,421	1,725,508
その他の収益	—	—	—	—
外部顧客への売上高	555,769	144,316	1,025,421	1,725,508

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報は、「2. 重要な会計方針に係る事項に関する注記 (6) 収益及び費用の計上基準」に同一の内容を記載しているため、記載を省略しております。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

契約負債は主に、商品及びサービスの引渡前に顧客から受け取った対価であり、貸借対照表上、流動負債の未成工事受入金62,992千円及び預り金94,940千円のうち61,761千円が含まれております。

当社は、残存履行義務について、履行義務の充足につれて1年の間で収益を認識することを見込んでおります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 166円94銭
 (2) 1株当たり当期純損失 8円26銭

12. 重要な後発事象に関する注記

- (1) 第3回新株予約権の取得及び消却、第三者割当による新株式、第1回無担保転換社債型新株予約権付社債、第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（転換価額修正条項付）及び第4回新株予約権（行使価額修正条項付）の発行並びに払込み完了

当社は、2026年4月16日開催の取締役会において、次の（1）から（5）までの各事項について決議し、（1）については2026年5月7日付で償却を終了し、（2）から（5）に関しては、2026年5月7日付で払込が完了しております。

- ① 当社が2025年5月1日に第三者割当により発行した株式会社ニチリョク第3回新株予約権（以下「第3回新株予約権」といいます。）につきまして、取得日時時点で残存する新株予約権の全てを取得し、取得後直ちに消却すること
 第3回新株予約権の取得及び消却の概要は、以下のとおりです。

①新株予約権の名称	株式会社ニチリョク第3回新株予約権
②新株予約権の割当日	2025年5月1日
③発行新株予約権総数	23,971個
④本日現在までの 行使済新株予約権数	0個
⑤行使期間	2025年5月2日から2027年4月30日まで
⑥取得及び消却する 新株予約権の数	取得日時時点で残存する全ての第3回新株予約権
⑦取得価額及びその総額	第3回新株予約権1個当たり金44円（総額最大1,054,724円）
⑧取得日及び消却日	2026年5月7日
⑨消却後に残存する 新株予約権の数	0個

- ② Long Corridor Alpha Opportunities Master Fund（以下「LCAO」といいます。）、MAP246 Segregated Portfolio（以下「MAP246」といいます。）及びBEMAP Master Fund Ltd.（以下「BEMAP」といいます。）を割当予定先とする第三者割当による新株式（以下「本株式」といいます。）の発行を行うこと
 本株式の発行の概要は、以下のとおりです。

①払込期日	2026年5月7日
②発行新株式数 （募集株式の数）	普通株式1,067,900株
③発行価額	1株につき金103円
④調達資金の額	109,993,700円
⑤募集又は割当方法 （割当予定先）	第三者割当の方法によります。 LCAO 790,300株 MAP246 85,400株 BEMAP 192,200株

⑥その他	上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。
------	------------------------------------

- ③ GP上場企業出資投資事業有限責任組合（以下「GPファンド」といいます。）を割当予定先とする株式会社ニチリョク第1回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第1回新株予約権付社債」といいます。）の発行を行うこと
第1回新株予約権付社債の概要は、以下のとおりです。

①払込期日	2026年5月7日
②新株予約権の総数	40個
③社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金100円 但し、第1回転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
④当該発行による潜在株式数	当初転換価額（110円）における潜在株式数：4,545,454株 下限転換価額（60.5円）における潜在株式数：8,264,462株
⑤調達資金の額	500,000,000円
⑥転換価額及び転換価額の修正条件	当初転換価額は、110円とします。 但し、2026年11月7日、2027年11月7日及び2028年11月7日（以下、個別に又は総称して「第1回CB修正日」といいます。）において、当該第1回CB修正日まで（当日を含む。）の20連続取引日（株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）において売買立会が行われる日をいいます。但し、東京証券取引所において当社普通株式のあらゆる種類の取引停止処分又は取引制限（一時的な取引制限も含みます。）があった場合には、当該日は「取引日」に当たらないものとします。以下同じです。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値（計算の結果1円未満の端数が生じる場合は、その端数を切り上げた金額。以下「第1回CB修正日価額」といいます。）が、第1回CB修正日に有効な転換価額を1円以上下回る場合には、転換価額は、第1回CB修正日以降、第1回CB修正日価額に修正されます。但し、上記の計算の結果算出される金額がかかる修正における下限転換価額である60.5円（当初転換価額に55%を乗じた額）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。
⑦募集又は割当方法	第三者割当の方法によります。
⑧割当予定先	GP上場企業出資投資事業有限責任組合

⑨利率及び償還期日	利率：年率0.5% 償還期日：2031年5月7日
⑩償還価額	本社債の金額100円につき金100円
⑪その他	上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 当社は、GPファンドとの間で、第1回新株予約権付社債の割当予定先が第1回新株予約権付社債を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要することや優先交渉権等を規定する第1回新株予約権付社債に係る新株予約権付社債引受契約を締結いたします。

- ④ LCAO、MAP246及びBEMAPを割当予定先とする株式会社ニチリョク第2回無担保転換社債型新株予約権付社債（以下「第2回新株予約権付社債」といいます。）の発行を行うこと
第2回新株予約権付社債の概要は、以下のとおりです。

①払込期日	2026年5月7日
②新株予約権の総数	20個
③社債及び新株予約権の発行価額	本社債の金額100円につき金90円 但し、第2回転換社債型新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。
④当該発行による潜在株式数	当初転換価額（103円）における潜在株式数：1,941,747株 下限転換価額（73円）における潜在株式数：2,739,726株
⑤調達資金の額	180,000,000円
⑥転換価額及び転換価額の修正条件	当初転換価額は、103円とします。 但し、2026年11月7日及び2027年5月7日（以下、個別に又は総称して「第2回CB修正日」といいます。）において、当該第2回CB修正日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合には、その直前の終値。以下「第2回修正日価額」といいます。）が、第2回CB修正日に有効な転換価額を1円以上上回る場合又は下回る場合には、転換価額は、第2回CB修正日以降、第2回CB修正日価額に修正されます。但し、上記の計算の結果算出される金額がかかる修正における下限転換価額である73円（当初転換価額に70%を乗じた額）を下回る場合には、修正後の転換価額は下限転換価額とします。

⑦募集又は割当方法 (割当予定先)	第三者割当の方法によります。 LCAO 15個 MAP246 2個 BEMAP 3個
⑧利率及び償還期日	利率：本社債には利息を付さない。 償還期日：2028年5月2日
⑨償還価額	本社債の金額100円につき金100円
⑩その他	上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。 当社は、第2回新株予約権付社債の割当予定先との間で、第2回新株予約権付社債の割当予定先が第2回新株予約権付社債を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する第2回新株予約権付社債に係る新株予約権付社債引受契約を締結いたします。

- ⑤ LCAO、MAP246、BEMAP及びバリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合（以下「バリュアアップ・ファンド」といいます。）を割当予定先とする株式会社ニチリョク第4回新株予約権（以下「第4回新株予約権」といいます。）の発行を行うこと
第4回新株予約権の発行の概要は、以下のとおりです。

①割当日	2026年5月7日
②新株予約権の総数	170,982個
③発行価額	新株予約権1個当たり15円
④当該発行による 潜在株式数	17,098,200株（新株予約権1個につき100株） 本新株予約権については、当社が当社取締役会において行使価額修正選択決議（以下に定義します。）をした場合には、以後、行使価額修正条項が適用されます。行使価額修正条項が適用された場合、上限行使価額はありません。下限行使価額は57円ですが、下限行使価額においても潜在株式数は変動しません。
⑤調達資金の額	1,763,679,330円（注）

<p>⑥行使価額及び 行使価額の修正条件</p>	<p>当初行使価額は103円とします。</p> <p>本新株予約権については、資金調達のため必要があるときは、当社取締役会の決議により、以後本新株予約権の各行使請求の効力発生日（以下「新株予約権修正日」といいます。）において行使価額の修正が生じることとすることができ（以下、かかる決議を「行使価額修正選択決議」といいます。）。行使価額修正選択決議がなされた場合、当社は直ちにその旨を本新株予約権に係る新株予約権者に通知するものとし、当該通知が行われた日の5取引日目を降本新株予約権の行使期間の満了日までの間に行われる本新株予約権の行使請求については、行使価額は、新株予約権修正日に、新株予約権修正日の直前の金曜日（以下「算定基準日」といいます。）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（同日に終値がない場合にはその直前の取引日の終値）の90%に相当する金額の1円未満の端数を切り上げた金額（以下「修正後行使価額」といいます。）に修正されます。なお、修正後行使価額の算出において、</p>								
	<p>算定基準日に本新株予約権の行使価額の調整事由が生じた場合は、修正後行使価額は当該事由を勘案して調整されるものとします。但し、修正後行使価額が下限行使価額を下回ることとなる場合には、修正後行使価額は下限行使価額とします。下限行使価額は57円（発行決議日の直前取引日の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の50%）となります。</p>								
<p>⑦募集又は割当方法 (割当予定先)</p>	<p>第三者割当の方法によります。</p> <table data-bbox="471 960 893 1085"> <tr> <td>LCAO</td> <td>67,327個</td> </tr> <tr> <td>MAP246</td> <td>7,278個</td> </tr> <tr> <td>BEMAP</td> <td>16,377個</td> </tr> <tr> <td>バリューアップ・ファンド</td> <td>80,000個</td> </tr> </table>	LCAO	67,327個	MAP246	7,278個	BEMAP	16,377個	バリューアップ・ファンド	80,000個
LCAO	67,327個								
MAP246	7,278個								
BEMAP	16,377個								
バリューアップ・ファンド	80,000個								

⑧その他	<p>上記については、金融商品取引法に基づく届出の効力発生を条件とします。</p> <p>当社は、本新株予約権の割当予定先との間で、下記「3. 資金調達方法の概要及び選択理由 (1) 資金調達方法の概要 <本新株予約権> ③ 行使コミット条項」に記載する行使コミット条項、LCAO、MAP246、BEMAP及びバリュートップ・ファンドが本新株予約権を譲渡する場合には当社取締役会の決議による承認を要すること等を規定する本新株予約権に係る新株予約権引受契約を締結する予定です。</p>
------	---

(2) 親会社の異動

2026年4月16日開催の取締役会において決議いたしました第三者割当の方法による新株式の発行に係る払込みが、2026年5月7日に完了したことに伴い、当社の親会社であるバリュートップ・ファンド投資事業有限責任組合及び株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズの総株主等の議決権に対する割合が減少したため、当社の親会社ではなくなりました。

13. その他の注記

(財務制限条項)

- (1) 東京信用金庫、株式会社りそな銀行、株式会社三井住友銀行をアレンジャーとするシンジケートローン契約(タームローン借入金残高10億7千9百万円、コミットメントライン借入金残高5億円)に係る財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：会社の破産・清算等および返済を遅延したとき

②特記事項：決算数値において

- a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2021年3月期第3四半期末の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。
- b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。
- c. 単体の貸借対照表及び損益計算書に記載される数値により計算される有利子負債E B I T D A倍率の値を20倍以下に出来なかったとき。

有利子負債E B I T D A倍率＝(短期借入金＋1年以内返済予定の長期借入金＋1年内償還予定の社債＋長期借入金＋社債＋リース債務) ÷ (営業損益＋減価償却費)

- (2) 宗教法人威徳寺のシンジケートローン契約(債務保証残高4億3千1百万円)に係る保証人としての財務制限条項

下記の状況になった場合は、期限の利益を失い、一括返済することとなっております。

①通常事項：借入人または保証人の破産・清算等および返済を遅延したとき

②特記事項：保証人の決算数値において

- a. 単体の貸借対照表における純資産の部の金額を、当該決算期の直前の決算期末日の金額または2014年3月期末日の金額のいずれか大きい方の75%以上を維持出来なかったとき。
- b. 単体の損益計算書上の経常損益につき2期連続して損失を計上したとき。

会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2026年6月1日

株式会社ニチリョク
取締役会 御中

監査法人ハイビスカス
北海道札幌市

指 定 社 員 公認会計士 堀 俊介
業 務 執 行 社 員

指 定 社 員 公認会計士 北村 ルミ子
業 務 執 行 社 員

意見不表明

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ニチリョクの2025年4月1日から2026年3月31日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、「意見不表明の根拠」に記載した事項の重要性及び広範性に鑑み、計算書類及びその附属明細書に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

従って、当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書に対して意見を表明しない。

意見不表明の根拠

会社は、当事業年度の決算作業に遅延が生じたことに伴い、当監査法人に対する監査資料及び計算書類等の提出が著しく遅延した。このため、当監査法人は、計算書類等に対する必要な監査手続を監査報告書日までに完了することができず、計算書類等の数値に修正が必要となるか否かについて判断することができなかった。

また、会社は前事業年度より継続して重要な営業損失を計上しているとともに、金融機関への借入金の返済猶予を要請している状況にある。これらの状況により、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせる状況が存在しているが、継続企業の前提に関する経営者による評価について検証するために必要な監査手続について、監査報告書日までに実施することができなかった。そのため、提供された資金計画の実現可能性に関する十分な検討を行うことができず、継続企業の前提に関する重要な不確実性の有無について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されている通り、当監査法人は計算書類等に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人監査法人ハイビスカスの監査の方法は相当であると認めます。

会計監査人の監査意見の根拠を慎重に検討した結果、議案の計算書類等は、会社の財産および損益の状況を重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2026年6月1日

株式会社ニテリョク 監査役会

常勤監査役 宮 下 利 明 ㊟

社外監査役 野 口 和 弘 ㊟

社外監査役 砂 田 有 史 ㊟

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 第60期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）計算書類承認の件

本議案の内容につきましては、添付書類に記載のとおりであります。

当社の計算書類に係る会計監査手続きの一部につきましては、本定時株主総会招集ご通知の印刷日程の関係上、校了時点では、会計監査人の監査が継続しており、監査未了であります。

このため、会社法第438条第2項に基づき、本総会の議案として提案させていただきます。

第2号議案 事業譲渡契約承認の件

当社は、2026年5月26日開催の取締役会において、当社のグループ経営管理事業等を除く一切の事業を当社の連結子会社であるニチリョクライフケア株式会社（以下「ライフケア」といいます。なお、同社は2026年8月1日付で「株式会社ニチリョク」に商号変更予定です。）へ譲渡すること（以下「本事業譲渡」といいます。）を決議し、ライフケアと2026年8月1日を効力発生日とする事業譲渡契約を締結しました。

つきましては、本議案におきまして、事業譲渡契約のご承諾をお願いするものであります。

① 事業譲渡を行う理由

当社は、今後のグループ事業拡大及び経営効率の向上を見据え、グループ全体の戦略立案及び経営管理機能と各事業の業務執行機能を明確に分離することが重要であると判断いたしました。

そのため、本事業譲渡により、各事業の業務執行機能をライフケアに移管し、当社は純粋持株会社としてグループ戦略の策定及び経営管理に専念し、ライフケア、ニチリョク納骨堂株式会社及び株式会社クリーンソリューションズのグループ各社の機能分担を明確化した事業運営体制を構築いたします。

② 事業譲渡契約の内容の概要

事業譲渡契約書（写し）

株式会社ニチリョク（以下、「甲」という。）とニチリョクライフケア株式会社（以下、「乙」という。）とは、別紙第1項に掲げる甲の営む事業（以下、「本事業」という。）を甲から乙に譲渡することに関して、以下のとおり事業譲渡契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第1条（事業譲渡）

甲は、2026年8月1日（以下、「クロージング日」という。）をもって、本事業を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける（以下、「本事業譲渡」という。）。

第2条（譲渡対象資産、負債及び契約）

甲は、本事業譲渡に伴い、本契約に定める条件に従い、クロージング日をもって、別紙第2項に記載の本事業に関する資産（以下、「譲渡対象資産」という。）を乙に譲渡し、乙はこれを譲り受ける。

- 2 甲は、本事業譲渡に伴い、本契約に定める条件に従い、クロージング日をもって、別紙第3項に記載の負債（但し、偶発債務及び隠れた債務は除く。以下、「承継対象負債」という。）を乙に引き受けさせ、乙はこれを免責的に引き受ける。但し、承継対象負債のうち、乙による免責的債務引受について債権者の同意が得られない場合は、乙は、重疊的にこれを引き受ける。この場合、甲が当該重疊的債務引受の対象となる債務の履行をした場合は、甲は、乙に対し、求償権を有する。
- 3 甲は、本事業譲渡に伴い、本契約に定める条件に従い、クロージング日をもって、別紙第4項に記載の契約（以下、「承継対象契約」という。）の契約上の地位（但し、承継対象契約に関し、クロージング日において既に発生している債権債務を除く。）を乙に移転し、乙はこれを承継する。但し、承継対象契約の契約上の地位の移転について、当該契約の相手方が同意しない場合又は同意を得ることが実務的に困難な場合は、当該契約は乙に承継しない。この場合、甲と乙は、当該契約の取扱いについて協議する。
- 4 前三項のほか、甲と乙は、本契約締結日からクロージング日までの間の本事業に関する資産、負債及び契約の変動に応じて、別途合意することにより、譲渡対象資産、承継対象負債及び承継対象契約の範囲を変更することができる。
- 5 従業員の取扱いについては、第3条に従う。

第3条（雇用契約の承継）

甲は、甲において本事業に従事する全従業員（乙への転籍に同意した者に限る。）を乙の従業員として転籍させるものとし、乙は、かかる従業員との雇用契約の契約上の地位及びこれに基づく権利義務を承継する。

第4条（譲渡対価）

本事業譲渡の対価は無償とする。

第5条（本事業譲渡の実行）

甲は、クロージング日において、乙に対する、譲渡対象資産の引渡し（動産の登録名義の移転手続に必要な書類等の、譲渡対象資産の引渡しに必要な書類の交付を含む。）、第2条第2項に定める承継対象負債の債務引受及び第2条第3項に定める承継対象契約の承継を行う。

- 2 譲渡対象資産は、クロージング日における現状有姿のまま、甲から乙に引き渡されるものとする。
- 3 譲渡対象資産の所有権及び危険負担は、第1項に定める引渡しが完了した時に、甲から乙に移転するものとする。

第6条（表明及び保証）

甲は乙に対し、本契約締結日及びクロージング日において、以下の各号に掲げる事由が真実かつ正確であることを表明及び保証する。

- (1) 甲は、日本法に基づき適正に設立され、有効に存続する法人であること。
- (2) 甲は、本契約を締結し、本契約に基づく自らの義務を履行するために必要な権限を有していること。
- (3) 甲は、本契約を締結し、これを履行することにつき法令上必要な手続及び取締役会の承認その他必要な社内手続を履践していること。

- (4) 甲による本契約の締結及び履行は、甲に適用のある法令又は規則、甲の定款、会社規則又は甲が当事者となっているその他の契約に違反しないこと。
 - (5) 甲は現在支払停止ではなく、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他これらに相当する倒産手続の申立てはされておらず、これらの倒産手続の開始原因となる事実はないこと。
 - (6) 甲は、譲渡対象資産につき適法かつ有効な所有権又は利用権を有し、かつ当該所有権又は利用権の保有のために必要な第三者対抗要件を具備しており、また、譲渡対象資産は、担保権その他の負担等にも服していないこと。
- 2 乙は甲に対し、本契約締結日及びクロージング日において、以下の各号に掲げる事由が真実かつ正確であることを表明及び保証する。
- (1) 乙は、日本法に基づき適正に設立され、有効に存続する法人であること。
 - (2) 乙は、本契約を締結し、本契約に基づく自らの義務を履行するために必要な権限を有していること。
 - (3) 乙は、本契約を締結し、これを履行することにつき法令上必要な手続及び取締役会の承認その他必要な社内手続を履践していること。
 - (4) 乙による本契約の締結及び履行は、乙に適用のある法令又は規則、乙の定款、会社規則又は乙が当事者となっているその他の契約に違反しないこと。
 - (5) 乙は現在支払停止ではなく、破産手続、会社更生手続、民事再生手続その他これらに相当する倒産手続の申立てはされておらず、これらの倒産手続の開始原因となる事実はないこと。

第7条（善管注意義務等）

甲は、本契約締結日後クロージング日までの間、善良なる管理者の注意義務をもって、通常の業務の範囲内で、本事業を営むものとする。

- 2 甲及び乙は、本事業譲渡を行うために必要な手続及び行為につき、相互に協力するものとする。

第8条（秘密保持等）

甲及び乙は、本契約の内容、本契約の締結に関連して相手方から開示された情報について、相手方の事前の同意がある場合を除き、これを第三者に対して開示し、又は漏洩してはならない。

- 2 甲及び乙は、前項の規定にかかわらず、法令等に基づいて開示を求められる場合（証券取引所の規則や指導に基づく場合を含む。）には、必要な範囲に限り、前項に定める情報を第三者に開示することができる。
- 3 前二項の規定にかかわらず、本事業譲渡に関するプレスリリースその他の公表については、実務上可能な限り、当事者間でその時期・内容態様等について十分に協議し、合意の上行う。

第9条（競業禁止義務の免除）

甲は、本事業譲渡にかかわらず、乙に対して会社法第21条の規定による競業禁止義務を負わないものとする。

第10条（解除）

甲及び乙は、書面での合意により本契約を解除することができる。

- 2 甲及び乙は、本契約締結日後に以下の事実のいずれかが生じた場合、相手方に対する書面による通知をもって本契約を解除することができる。

- (1) 相手方当事者が本契約上のいずれかの条項に違反し、書面による催告後30日を経過しても当該違反が是正されなかった場合。
 - (2) 管轄当局から本事業譲渡の実行を制限し又はこれを中止若しくは中断させる判決、決定、命令、指導等があった場合。
- 3 甲及び乙による前二項に基づく解除は、相手方当事者に対する損害賠償の請求を妨げない。

第11条（合意管轄）

本契約に起因又は関連して生じた紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第12条（分離可能）

本契約のいずれかの条項が何らかの理由により無効又は執行不能とされた場合であっても、本契約の他の条項が無効又は執行不能となるものではなく、また、かかる場合には、当該規定は、有効かつ執行可能となるために必要な限度において限定的に解釈される。

第13条（権利放棄）

当事者が本契約上の権利、権限、特権若しくは救済手段を行使しなかった場合、又はその行使が遅延した場合であっても、それらを放棄したことにはならず、また当該権利、権限、特権若しくは救済手段又はその一部を行使した場合、その追加的行使又はその他の権利、権限、特権若しくは救済手段の行使を妨げられることはない。

第14条（協議）

甲及び乙は、本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた場合には、誠実に協議し、解決に努めるものとする。

以上を証するため、甲及び乙は、本書2通を作成し、各自記名捺印の上、各々1通を保持する。

2026年5月26日

甲 東京都中央区八重洲一丁目7番20号
株式会社 ニチリョク
代表取締役 渡邊 将志

乙 東京都中央区八重洲一丁目7番20号
ニチリョクライフケア株式会社
代表取締役 渡邊 将志

別 紙

本事業譲渡の対象

1. (本事業)
グループ経営管理事業等を除く甲の一切の事業
2. (譲渡対象資産)
 - (1) 流動資産
・本事業に属する売掛金、未収入金、棚卸資産、前払費用、その他の流動資産
 - (2) 固定資産
本事業に属する固定資産
3. (承継対象負債)
 - (1) 流動負債
本事業に属する買掛金、未払金、未払費用、前受金、前受収益、その他の流動負債
 - (2) 固定負債
本事業に属する固定負債
4. (承継対象契約)
本事業のみに係る契約上の地位及びこれに付随する権利義務

③ 事業譲渡契約に基づき当社が受領すべき対価の相当性に関する事項

当社は、本事業譲渡契約に従い、本事業を無償で譲渡します。本事業譲渡は、当社が純粋持株会社に移行することを目的として、当社の連結子会社に事業を譲渡するため、無償であることは相当であると判断しております。

④ 事業譲渡先の概要

(1)名称	ニチリョクライフケア株式会社	
(2)所在地	東京都中央区八重洲一丁目7番20号	
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役 渡邊 将志	
(4)事業内容	終活事業全般	
(5)資本金	10百万円	
(6)設立年月日	2025年11月4日	
(7)大株主及び持分比率	当社100%	
(8)決算期	3月31日	
(9)直前事業年度の純資産	10百万円(2026年3月末)	
(10)直前事業年度の総資産	10百万円(2026年3月末)	
(11)上場会社と当該会社との関係	資本関係	当社の完全子会社です。
	人的関係	当社の代表取締役1名が代表取締役を兼務しております。
	取引関係	該当事項はありません。
	関連当事者への該当状況	当社の連結子会社であり、関連当事者に該当します。

第3号議案 定款一部変更の件

(1) 提案の理由

当社は、第2号議案「事業譲渡契約承認の件」が原案どおり承認可決いただくことを条件として、当社を純粋持株会社とする持株会社体制に移行するとともに、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、以下のとおり定款の変更のご承認をお願いするものであります。

- ① 純粋持株会社としての役割を明確にする観点から、商号および目的の変更を行います。
- ② 将来の事業拡大に備えた機動的な資金調達を可能にするために、発行可能株式総数を現行50,000,000株から70,000,000株に変更いたします。
- ③ 監査等委員会設置会社への移行に必要な監査等委員及び監査等委員会に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。
- ④ 経営効率化を高め、機動的な意思決定を可能とするため、業務執行取締役への権限移管に関する規定を新設するものであります。
- ⑤ その他、必要な文言の加除、修正、条数の整備および附則の追加等の所要の変更を行うものです。

なお、本議案における定款変更については、第2号議案「事業譲渡契約承認の件」のご承認をいただくことを条件として、2026年8月1日付で効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所です。)

現 行 定 款	変 更 案
第1章 総 則	第1章 総 則
第1条 (商号) 当社は、 <u>株式会社ニチリョク</u> と称し、英文では、 <u>NICHIRYOKU CO.,LTD.</u> と表示する。	第1条 (商号) 当社は、 <u>株式会社レガシアホールディングス</u> と称し、英文では、 <u>Legacia Holdings Co.,Ltd.</u> と表示する。

現 行 定 款	変 更 案
<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営むことを目的とする。</p> <p><u>(1)墓地および納骨堂の建設、販売及び運営管理</u></p> <p><u>(2)各種祭祀の企画および請負</u></p> <p><u>(3)石材製品の設計、製造、販売および施工</u></p> <p><u>(4)仏壇、仏具の販売</u></p> <p><u>(5)葬祭に関わる贈答品の販売</u></p> <p><u>(6)石材の採掘及び販売</u></p> <p><u>(7)各種工業製品の塗膜および塗装</u></p> <p><u>(8)不動産の販売、仲介、賃貸、管理および土地造成</u></p> <p><u>(9)保養、療養施設の企画および運営</u></p> <p><u>(10)乗用車両、船舶の販売および貸付</u></p> <p><u>(11)飲食店の経営および食品類の販売</u></p> <p><u>(12)医療器具および医薬品の販売</u></p> <p><u>(13)電気製品の販売</u></p> <p><u>(14)葬斎場および火葬場の運営</u></p> <p><u>(15)生命保険の募集業および損害保険代理業</u></p> <p><u>(16)一般貨物自動車運送事業</u></p> <p><u>(17)介護、福祉関連サービス業</u></p> <p><u>(18)医療、介護、福祉、住宅、保健、衛生、就業、経営、葬儀・お墓および仏壇購入資金、遺言作成、資産運用に関するコンサルタント業</u></p>	<p>第2条（目的） 当社は、次の事業を営む会社およびこれに相当する事業を営む外国会社の株式または持分を所有することにより、当該会社の事業活動を支配または管理することを目的とする。</p> <p><u>(1)墓地および納骨堂の建設、販売および運営管理</u></p> <p><u>(2)各種祭祀の企画および請負</u></p> <p><u>(3)石材製品の設計、製造、販売および施工</u></p> <p><u>(4)仏壇、仏具の販売</u></p> <p><u>(5)葬祭に関わる贈答品の販売</u></p> <p><u>(6)石材の採掘および販売</u></p> <p><u>(7)各種工業製品の塗膜および塗装</u></p> <p><u>(8)不動産の販売、仲介、賃貸、管理および土地造成</u></p> <p><u>(9)保養、療養施設の企画および運営</u></p> <p><u>(10)乗用車両、船舶の販売および貸付</u></p> <p><u>(11)飲食店の経営および食品類の販売</u></p> <p><u>(12)医療器具および医薬品の販売</u></p> <p><u>(13)電気製品の販売</u></p> <p><u>(14)葬斎場および火葬場の運営</u></p> <p><u>(15)生命保険の募集業および損害保険代理業</u></p> <p><u>(16)一般貨物自動車運送事業</u></p> <p><u>(17)介護、福祉関連サービス業</u></p> <p><u>(18)医療、介護、福祉、住宅、保健、衛生、就業、経営、葬儀・お墓および仏壇購入資金、遺言作成、資産運用に関するコンサルタント業</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<u>(19) パソコン教室・カルチャー教室の運営、各種セミナーの開催、機関誌の発行およびグループ旅行の企画・幹旋</u>	<u>(19) パソコン教室・カルチャー教室の運営、各種セミナーの開催、機関誌の発行およびグループ旅行の企画・幹旋</u>
<u>(20) コンピューターソフトウェアの開発・販売、パソコンおよび情報周辺機器の販売・リース業</u>	<u>(20) コンピューターソフトウェアの開発・販売、パソコンおよび情報周辺機器の販売・リース業</u>
<u>(21) 建築工事・土木工事の施工（請負）</u>	<u>(21) 建築工事・土木工事の施工（請負）</u>
<u>(22) 消臭液および健康補助液の製造・販売</u>	<u>(22) 消臭液および健康補助液の製造・販売</u>
<u>(23) 産業廃棄物の収集及び運搬</u>	<u>(23) 産業廃棄物の収集および運搬</u>
<u>(24) 古物商</u>	<u>(24) 古物営業法に基づく古物商</u>
<u>(25) 上記各号に附帯する一切の業務</u>	<u>(25) 身元保証等サービスに関する業務</u>
	<u>(26) 死後事務サービスに関する業務</u>
	<u>(27) 日常生活支援サービスに関する業務</u>
	<u>(28) 塗装工事、防水工事、内装仕上工事に関する販売代行、営業代行、請負業務</u>
	<u>(29) 住宅・店舗その他各種施設の塗装・内装・リフォームに関する企画、立案およびコンサルティング業務</u>
	<u>(30) 塗料、顔料、染料、合成樹脂その他の化学工業薬品の企画、製造、販売、レンタルおよび輸出入</u>
	<u>(31) 塗装工事業</u>
	<u>(32) 防水工事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第3条（条文省略）</p> <p>第4条（機関）</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) 監査役</p> <p><u>(3) 監査役会</u></p> <p><u>(4) 会計監査人</u></p> <p>第5条（条文省略）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>50,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第10条（条文省略）</p>	<p><u>(33) 内装仕上工事業</u></p> <p><u>(34) 介護、福祉関連サービス業</u></p> <p><u>(35) 営業戦略、販売戦略、マーケティング戦略に関する企画、立案およびコンサルティング業務</u></p> <p><u>(36) 広告・宣伝に関する企画、制作および広告代理店業</u></p> <p><u>(37) 日用品、飲食料品、その他各種商品の企画、製造、販売、レンタルおよび輸出入</u></p> <p><u>(38) 上記各号に附帯する一切の業務</u></p> <p>第3条（現行どおり）</p> <p>第4条（機関）</p> <p>当社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。</p> <p>(1) 取締役会</p> <p>(2) <u>監査等委員会</u></p> <p>(削 除)</p> <p><u>(3) 会計監査人</u></p> <p>第5条（現行どおり）</p> <p>第2章 株 式</p> <p>第6条（発行可能株式総数）</p> <p>当社の発行可能株式総数は、<u>70,000,000株</u>とする。</p> <p>第7条～第10条（現行どおり）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第11条（株式取扱規程）</p> <p>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会において定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条（株主名簿管理人） （条文省略）</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会の決議をもって定め、これを公告する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第19条（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（員数） 当社の取締役は、10名以内とする。</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p> <p>第21条（選任および解任方法） 取締役は、<u>株主総会において選任する。</u></p> <p>2（条文省略） 3（条文省略）</p> <p style="text-align: center;">（新 設）</p>	<p>第11条（株式取扱規程）</p> <p>株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際しての手続き等については、法令または本定款のほか、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役の定める株式取扱規程による。</u></p> <p>第12条（株主名簿管理人） （現行どおり）</p> <p>2 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、<u>取締役会または取締役会の決議によって委任を受けた取締役が定め、これを公告する。</u></p> <p style="text-align: center;">第 3 章 株主総会</p> <p>第13条～第19条（現行どおり）</p> <p style="text-align: center;">第 4 章 取締役および取締役会</p> <p>第20条（員数） 当社の取締役（<u>監査等委員である取締役を除く。</u>）は、10名以内とする。</p> <p>2 <u>当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p> <p>第21条（選任および解任方法） 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役と区別して、株主総会の決議により選任する。</u></p> <p>2（現行どおり） 3（現行どおり） 4 <u>当社は、法令に定める監査等委</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>4 (条文省略) 第22条 (任期)</p> <p>取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p> <p>第23条 (代表取締役および役付取締役)</p>	<p><u>員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u></p> <p>5 (現行どおり) 第22条 (任期)</p> <p>取締役<u>(監査等委員である取締役を除く。)</u>の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p><u>2 監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>4 会社法第329条第3項に基づき選任された補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>第23条 (代表取締役および役付取締役)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当会社を代表する取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2 当会社は、取締役会の決議によって、取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（条文省略） 第25条（取締役会の招集権者および議長） （条文省略） 2 （条文省略） （新 設）</p> <p>第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対し発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>（新 設）</p>	<p>代表取締役は、取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>選定する。</p> <p>2 取締役会の決議により、<u>取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から</u>、取締役社長1名、取締役会長、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>第24条（現行どおり） 第25条（取締役会の招集権者および議長） （現行どおり） 2 （現行どおり） 3 <u>前二項にかかわらず、監査等委員会</u>が選定する監査等委員は、<u>取締役会を招集することができる。</u></p> <p>第26条（取締役会の招集通知） 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に<u>対し</u>発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>第27条（重要な業務執行の決定の委任） <u>当会社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第5</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>第27条 (条文省略)</p> <p>第28条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。<u>ただし監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</u></p> <p>第29条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役および監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第30条 (条文省略)</p> <p>第31条 (条文省略)</p> <p>第32条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第33条 (取締役の責任免除) (条文省略)</p>	<p><u>項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</u></p> <p>第28条 (現行どおり)</p> <p>第29条 (取締役会の決議の省略)</p> <p>当会社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面または電磁的記録により同意をしたときは、当該決議事項を可決する旨の決議があったものとみなす。</p> <p>第30条 (取締役会の議事録)</p> <p>取締役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した取締役は、これに記名押印または電子署名を行う。</p> <p>第31条 (現行どおり)</p> <p>第32条 (現行どおり)</p> <p>第33条 (報酬等)</p> <p>取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という。）は、<u>監査等委員である取締役の報酬等とそれ以外の取締役の報酬等と区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第34条 (取締役の責任免除) (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u></p> <p>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p>第5章 監査役および監査役会 第34条（員数） <u>当社の監査役は、4名以内とする。</u></p> <p>第35条（選任および解任方法） <u>監査役は、株主総会において選任する。</u></p> <p>2 <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p> <p>3 <u>監査役を解任する場合における株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。</u></p> <p>4 <u>法令又は本定款の定める監査役の員数を欠いた場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u></p>	<p>2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。</u>ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p> <p style="text-align: right;">（削 除）</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第36条（任期）</u> <u>監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p><u>2 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</u></p> <p><u>3 補欠監査役の選任に係る決議の効力は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第37条（常勤の監査役）</u> <u>監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p><u>第38条（監査役会の招集通知）</u> <u>監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u></p> <p><u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>第39条（監査役会の議事録）</u> <u>当社の監査役会における議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成し、出席した監査役は、これに記名押印または電子署名を行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第40条（監査役会規程）</u> <u>監査役会に関する事項は、法令または本定款の他、監査役会において定める監査役会規程による。</u></p>	(削 除)
<p><u>第41条（決議方法）</u> <u>当社の監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合の他、監査役の過半数をもってこれを行う。</u></p>	(削 除)
<p><u>第42条（報酬等）</u> <u>当社の監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削 除)
<p><u>第43条（監査役の責任免除）</u> <u>当社は、会社法第426条1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第44条</u> (条文省略)</p> <p><u>第45条</u> (報酬等)</p> <p style="padding-left: 40px;">会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査役会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第46条</u> (条文省略)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>第47条</u>～<u>第50条</u> (条文省略)</p> <p style="padding-left: 80px;">(新 設)</p> <p style="padding-left: 80px;">(新 設)</p>	<p style="text-align: center;">第6章 会計監査人</p> <p><u>第38条</u> (現行どおり)</p> <p><u>第39条</u> (報酬等)</p> <p style="padding-left: 40px;">会計監査人の報酬等は、代表取締役が<u>監査等委員会</u>の同意を得て定める。</p> <p><u>第40条</u> (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算</p> <p><u>第41条</u>～<u>第44条</u> (現行どおり)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>第 1 条</u> (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p style="padding-left: 40px;"><u>当社は、会社法第426条第1項の規定により、第60期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において取締役会の決議によって免除することができる。</u></p>

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数 株
2	<p>新任</p> <p>しら いし とおる 白石 哲 (1965年9月9日)</p>	<p>1987年4月 株式会社日本旅行入社 1996年10月 ボーダフォン株式会社 (旧J-フォン株式会社) 入社 経営企画部/営業企画部に従事 2006年4月 光通信株式会社入社 営業企画部 統括部長 2009年4月 株式会社エポック・ジャパン入社 取締役 (CMO) 2016年4月 SOUセレモニー株式会社 取締役 2022年10月 株式会社SOUシニアケア 代表取締役社長 2025年11月 当社営業本部長 (現任)</p>	—
<p>【取締役候補者とした理由】 白石 哲氏を取締役候補者とした理由は、同氏は主に営業に関する豊富な経験と知見を有しており、当該知見を活かして経営全般について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の営業力の向上に取り組んでいただく予定であります。</p>			

- (注)
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 篠田丈氏は、株式会社アリストゴラ・アドバイザーズの代表取締役会長を兼任しており、同社が無限責任組合員として組成するバリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合と当社は資本提携契約を締結しております。
 - 篠田丈氏は、過去10年間における当社の特定関係事業者である株式会社アリストゴラ・アドバイザーズの業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険（D&O保険）契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております（ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合を除く）。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末(2026年3月31日)現在のニチリョク役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第5号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が、原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生しますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（9名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。以下、本議案において同じ）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものといたします。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番 号	ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
2	再任 わた なべ まさ し 渡 邊 将 志 (1971年 1月21日)	1994年 4月 日興証券株式会社 (現SMB C日興証券株式会社) 入社 2001年 2月 松井証券株式会社入社 2004年 3月 同社社長室広報IR担当部長 2007年 4月 同社事業開発部長 2009年 6月 同社取締役 2014年10月 渡邊将志オフィス株式会社設立 代表取締役社長(現任) 2021年 6月 当社社外取締役 2022年 3月 株式会社エブコ社外取締役 2023年 4月 法政大学大学院 イノベーション・マネジメント研究科 (MBA) 兼任講師(現任) 2025年 7月 当社代表取締役社長 営業サポート本部長(現任) 2025年11月 ニチヨクライフケア株式会社代表取締役(現任) 2026年 2月 株式会社京橋アートレジデンス社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) ニチヨクライフケア株式会社 代表取締役 渡邊将志オフィス株式会社 代表取締役社長 株式会社京橋アートレジデンス 社外取締役 法政大学大学院イノベーション・マネジメント研究科 (MBA) 兼任講師	株 40,358
【取締役候補者とした理由】 渡邊将志氏を取締役候補者とした理由は、広報IRや新規事業、新商品の開発等の分野において経営者として豊富な経験と知見を有しており、引き続き当該知見を活かして企業理念の実現による当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、取締役として選任をお願いするものであります。			
3	再任 み やけ てつ お 三 宅 哲 夫 (1962年 7月12日)	1985年 4月 日興証券株式会社(現・SMB C日興証券株式会社) 入社 1999年 2月 日興ソロモンスミスパーニー証券株式会社 (現・シティグループ証券株式会社) 入社 2000年 1月 東海インターナショナル証券株式会社 (現・三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社) 入社 2003年 5月 キャピタルマーケットコミュニケーションズ株式会社 取締役就任 2007年 4月 株式会社アリストゴラ(現・株式会社アリストゴラ・ アドバイザース) 設立 取締役就任(現任) 2025年 7月 当社社外取締役(現任) (重要な兼職の状況) 株式会社アリストゴラ・アドバイザース 取締役 株式会社アリストゴラ・フィナンシャル・サービス 代表取締役 アリストゴラ・インターナショナルPte.Ltd.(シンガポール法人) 取締役	株 —
【社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要】 三宅哲夫氏を社外取締役候補者とした理由は、人格、識見に優れ、高い倫理観を有しており、当社の持続的成長に向け、職務を適切に遂行できると判断し、社外取締役候補者としたものであります。取締役の職務執行に対する監督、助言等をいただくことを期待しているためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定であります。			

候補者 番号	ふりがな 氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当 社の株式数
4	<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div> しら いし とおる 白石 哲 (1965年9月9日)	1987年4月 株式会社日本旅行入社 1996年10月 ボーダフォン株式会社 (旧J-フォン株式会社) 入社 経営企画部/営業企画部に従事 2006年4月 光通信株式会社入社 営業企画部 統括部長 2009年4月 株式会社エポック・ジャパン入社 取締役 (CMO) 2016年4月 SOUセレモニー株式会社 取締役 2022年10月 株式会社SOUシニアケア 代表取締役社長 2025年11月 当社営業本部長 (現任)	株 —
【取締役候補者とした理由】 白石 哲氏を取締役候補者とした理由は、同氏は主に営業に関する豊富な経験と知見を有しており、当該知見を活かして経営全般について専門的な観点から当社の業務執行に対する監督、助言等いただくことを期待したためであります。また、同氏が選任された場合は、当社の営業力の向上に取り組んでいただく予定であります。			

- (注)
- 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
 - 篠田丈氏は、株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズの代表取締役会長を兼任しており、同社が無限責任組合員として組成するバリュアアップ・ファンド投資事業有限責任組合と当社は資本提携契約を締結しております。
 - 篠田丈氏は、過去10年間における当社の特定関係事業者である株式会社アリスタゴラ・アドバイザーズの業務執行者としての地位及び担当は、「略歴、当社における地位及び担当(重要な兼職の状況)」欄に記載のとおりであります。
 - 現在、三宅哲夫氏は、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結のときをもって11カ月となります。
 - 当社は三宅哲夫氏との間で、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
 - 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険 (D&O保険) 契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者の負担することになる法律上の損害賠償金、争訟費用を当該保険契約により填補することとしております(ただし、被保険者による犯罪行為等に起因する損害等の場合を除く)。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。
 - 各候補者の所有する当社の株式の数は、当期末(2026年3月31日)現在のニチリョク役員持株会における本人持分を含めて記載しております。

第8号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生しますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、1999年6月24日開催の第33期定時株主総会において、年額150百万円以内とご承認いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額を定めることとし、年額150百万円以内（うち社外取締役分年額6百万円以内）とさせていただきたいと存じます。

なお、当社における第60期事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容の概要は、事業報告15頁以下に記載のとおりであるところ、本議案をご承認いただいた場合には、15頁に記載のとおり、その対象を取締役（監査等委員である取締役を除く。）とする旨の変更をすることを予定しております。

本議案の内容は、上記の方針に沿う内容となっており、また、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を勘案したものであることから相当であるものと考えております。

当該報酬額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたいと存じます。

現在の取締役は9名（うち社外取締役4名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第3号議案及び第5号議案が原案どおり承認可決されますと、4名（うち社外取締役0名）となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第9号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

当社は、第2号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生しますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役の報酬額を年額15百万円以内とさせていただきますと存じませぬ。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案して決定したものであり、相当であるものと考えております。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第3号議案及び第6号議案が原案どおり承認可決されますと4名となります。

なお、本議案は、第3号議案「定款一部変更の件」における定款変更の効力発生を条件として、効力を生じるものいたします。

第10号議案 退任取締役及び退任監査役に対する退職慰労金贈呈の件

当社は、第3号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決され、定款変更の効力が発生しますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。これに伴い、取締役服部聡昌氏、尾上正幸氏、勝又夕紀氏及び監査役宮下利明氏並びに本総会終結のときをもって任期満了で退任される取締役三浦理砂氏に対し、在任中の功労に報いるため、当社における一定の基準に従い、相当額の範囲内で退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等は、取締役については取締役会に、宮下利明氏については、取締役在任期間は取締役会に、監査役在任期間は、監査役の協議にご一任願いたいと存じます。

本議案は、当社において予め取締役会で定められた役員報酬等の決定方針に沿っており、退任取締役の経営に尽力した活動状況等を総合的に勘案しつつ、当社役員退職慰労金支給規程に基づき取締役会で決定しており、相当であると判断しております。

退任取締役及び退任監査役の略歴は、次のとおりであります。

氏名	略歴
服部聡昌	2025年7月 当社取締役(現任)
尾上正幸	2021年6月 当社取締役(現任)
三浦理砂	2024年6月 当社代表取締役 2025年7月 当社取締役(現任)
勝又夕紀	2023年6月 当社社外取締役(現任)
宮下利明	2016年6月 当社取締役 2020年6月 当社常勤監査役(現任)

以上

